

令和 5 年 度

市 町 村 財 政 の 状 況

令和 7 年 3 月

千葉県総務部市町村課

ま え が き

千葉県内 54 市町村の令和 5 年度決算は、新型コロナウイルス感染症対応経費が減少した一方、物価高騰対応に関する経費が増加したことにより、歳入歳出ともに前年度並みの水準となりました。

歳入では、新築家屋や償却資産の増による固定資産税の増、個人所得の増加による個人住民税の増といった要因により市町村税が増加した一方、新型コロナウイルス感染症対応に関する国庫支出金の減や臨時財政対策債の発行額の減により、歳入総額としては前年度並みの水準となりました。

歳出では、新型コロナウイルス感染症対応経費やワクチン接種に要する経費の減により物件費が減少した一方、物価高騰対応として実施した給付事業の増により扶助費が増加したことから、歳出総額としては前年度並みの水準となりました。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）を県内市町村において算定したところ、全ての市町村でいずれの指標も早期健全化基準を下回りました。

しかしながら、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、前年度に比べ 1.4 ポイント増の 91.9% となり、前年度に引き続き増加して、財政構造の硬直化が進みました。

現在、各市町村は、人口減少・少子高齢化が進展する社会情勢の中、物価高騰への対応や公共施設の老朽化対策など、多くの行政課題に直面しています。

持続可能な財政運営を維持・確保しながら、こうした諸課題に適切に対応していくためには、まずは各市町村が自らの財政状況を正確に把握・分析し、財政運営の見通しを明確にしたうえで、住民の理解と納得のもと、徹底した行財政改革に取り組むことが重要です。

本書は、「令和 5 年度地方財政状況調査（決算統計）」等の調査結果をもとに県内市町村の普通会計決算の状況等を取りまとめたものです。本書所収の資料や財政分析が、各市町村の財政運営に資するとともに、住民の皆様の地方財政に対する理解を深める一助としていただければ幸いです。

令和 7 年 3 月

千葉県総務部市町村課

本書の内容

本書は、千葉県内の市町村及び一部事務組合から報告された令和5年度決算額（普通会計）を中心として、市町村の財政に関する主な統計資料等を収録したものです。

○主な用語の説明

1 地方財政計画

内閣が作成する、翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類。地方財政計画には、①地方交付税制度とのかかわりにおいての地方財源の保障を行う、②地方財政と国家財政・国民経済等との調整を行う、③個々の地方公共団体の行財政運営の指針となる、という役割がある。

2 普通会計

地方公共団体における公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち公営事業会計に係るもの以外のものの純計額。

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分。

3 公営事業会計

地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業に係る会計の総称。

4 形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額。

5 実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費通次繰越（継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで通次繰り越すこと）、繰越明許費繰越（歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出が終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと）等の財源を控除した額。通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断する。

6 単年度収支

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

7 実質単年度収支

単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額。

8 一般財源

令和5年度の市町村における一般財源は、地方税、地方譲与税、地方特例交付金等及び地方交付税の合計額。なお、これらのほか、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金（政令指定都市のみ）、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、自動車税環境性能割交付金、軽油引取税交付金（政令指定都市のみ）及び法人事業税交付金を加算した額。

9 一般財源等

一般財源のほか、一般財源と同様に財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源を合わせたもの。目的が特定されていない寄附金や売却目的が具体的事業に特定されない財産

収入等のほか、臨時財政対策債等が含まれる。

10 自主財源

地方公共団体が自主的に収入しうる財源。令和5年度の市町村における自主財源は、市町村税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、純繰越金、諸収入から受託事業収入、収益事業収入及び一部事務組合配分金を除いた額の合計額。

11 地方譲与税

本来地方税に属すべき税源を、形式上一旦国税として徴収し、これを地方公共団体に対して譲与する税。

現在、地方譲与税としては、地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税、特別法人事業譲与税がある。

12 地方特例交付金等

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するために交付される個人住民税減収補填特例交付金、自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による地方公共団体の減収を補填するため交付される自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充による地方公共団体の減収を補填するため交付される新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金から構成される国から地方公共団体への交付金。

13 地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税及び消費税のそれぞれ一定割合並びに地方法人税の全額を、国が地方公共団体に対して交付する税。地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税がある。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として交付される。

14 基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって算定した額。

15 基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額。

16 標準税収入額等

地方税及び地方譲与税等の収入見込額の理論値。

17 国庫支出金

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等。

18 都道府県支出金

都道府県の市町村に対する支出金。都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付する支出金（間接補助金）とがある。

19 義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。職員の給与等の

人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。

20 投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設などの社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

21 補助事業

地方公共団体が国からの負担金又は補助金を受けて実施する事業。

22 単独事業

地方公共団体が国からの補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業。都道府県の単独補助を受けて実施する事業や国の補助基準となった単価・面積等を上回って実施する部分の事業を含む。

23 国直轄事業

国が、道路、河川、砂防、港湾等の建設事業及びこれらの施設の災害復旧事業を自ら行う事業。事業の範囲は、それぞれの法律で規定されている。国直轄事業負担金は、法令の規定により、地方公共団体が国直轄事業の経費の一部を負担するもの。

24 地方債計画

地方財政法第 5 条の 3 第 10 項に規定する同意等を行う地方債の予定額の総額等を示した年度計画。

25 財源対策債

昭和 51 年度以降、地方財源不足額を補填するために発行される建設地方債。

26 減収補填債

地方税の収入額が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行される地方債。地方財政法第 5 条に規定する建設地方債として発行されるものと、建設地方債を発行してもなお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合に、地方財政法第 5 条の特例として発行される特例分がある。

27 臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第 5 条の特例として発行される地方債。通常収支の財源不足額のうち、財源対策債等を除いた額を国と地方で折半し、国負担分は一般会計から交付税特別会計への繰入による加算（臨時財政対策加算）、地方負担分は臨時財政対策債により補填することとされている。地方公共団体の実際の借入の有無にかかわらず、その元利償還金相当額を後年度基準財政需要額に算入することとされている。

28 退職手当債

団塊の世代の大量定年退職等に伴う退職手当の大幅な増加に対処しつつ、今後の総人件費削減を進めるため、定年退職者等の退職手当の財源に充てるために発行される地方債。

29 債務負担行為

数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。地方自治法第 214 条及び第 215 条で予算の一部を構成することと規定されている。

30 財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

31 減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。

32 その他特定目的基金

財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金。具体的には、庁舎等の建設のための基金、社会福祉の充実のための基金、災害対策基金等がある。

33 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源等の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源等（経常一般財源等）、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。この指標は経常的経費に経常一般財源等収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

34 公債費負担比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源等の一般財源等総額に対する割合。

35 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。なお、地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号）附則の規定により、臨時財政対策債発行可能額も含めることとされている。

36 財政調整基金等残高比率

財政調整基金及び減債基金の年度末現在高の標準財政規模に対する割合。

37 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額※に対する比率。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じ。

※ 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額（将来負担比率において同じ。）

38 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額※に対する比率。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

39 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値。通常は過去 3 年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

40 一部事務組合

都道府県、市町村又は特別区が、その事務等の一部を共同処理するために設ける団体のこと。

41 広域連合

都道府県、市町村及び特別区が、広域にわたり処理することが適切であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画を策定し、処理するために設ける団体のこと。

○注 意 事 項

- 1 決算額は、特に単位を付したもののほかはすべて千円単位とする。
- 2 構成比、増減率は、すべてパーセントとする。
- 3 各項についての計数は、表示単位未満四捨五入したものである。なお、表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げ合計が一致しない箇所がある。
- 4 第一編の決算額については、原則として百万円単位で表記しているが、増減額・率、構成比等は千円単位で算出したものであり、表内等での計算が一致しない場合がある。
- 5 市制施行により大網白里市は平成 24 年度（平成 25 年 1 月 1 日）から市となったため、当該年度以降は市の区分により集計されているが、当該年度前については町村の区分により集計されている。
また、合併団体においても、当該合併年度以降は新市町として区分により集計されているが、当該合併年度前については旧市町村として区分により集計されている。
- 6 総務省において、標準財政規模については臨時財政対策債発行可能額を加えた額を財政分析で利用していることから、本冊子においても臨時財政対策債発行可能額を加えた額を標準財政規模として用いている。

○参 考

総務省ホームページ 地方財政状況調査関係資料

https://www.soumu.go.jp/iken/jokyo_chousa_shiryo.html

千葉県ホームページ 市町村の財政状況について

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shichou/zaisei/index.html>

目 次

第一編 市町村決算・健全化判断比率等

令和5年度市町村決算及び健全化判断比率の概要	1 2
1 市町村普通会計決算の概要	
(1) 決算規模	
(2) 決算収支	1 3
実質収支	
単年度収支・実質単年度収支	
(3) 歳入	1 4
主な歳入項目の状況	
歳入項目の構成比	1 5
歳入の主な増減要因	
(4) 歳出	1 7
主な性質別歳出の状況	
性質別歳出の構成比	1 8
歳出の主な増減要因	
(5) 新型コロナウイルス感染症への対応（参考）	1 9
(6) 財政構造の弾力性	2 0
経常収支比率（全団体単純平均）と95%以上の団体数の推移	
経常収支比率が95%以上の団体	
経常収支比率の主な増減理由	
(7) 将来の財政負担と基金	2 1
将来の実質的な財政負担	
債務総額の推移	2 2
地方債現在高の主な増減理由	
債務負担行為翌年度以降支出予定額の主な増減理由	
基金残高の推移	2 3
財政調整基金等残高比率が5%未満の団体	
基金残高の主な増減理由	
2 市町村公営企業決算の概要	2 4
収支の状況	
料金収入の状況	2 5
他会計繰入金の状況	2 6
累積欠損金の状況	2 7
3 健全化判断比率及び資金不足比率の概要	2 8
(1) 実質赤字比率・連結実質赤字比率	
(2) 実質公債費比率	
実質公債費比率（県平均）と18%以上の団体数の推移	
実質公債費比率の高い団体	

(3) 将来負担比率・・・・・・・・・・・・・・・・	29
将来負担比率の高い団体	
(4) 各公営企業会計の資金不足比率	

第二編 資料編

第1章 決算の概況・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

第1節 市町村普通会計決算の状況・・・・・・・・ 33

1-1表 市町村決算収支の状況	
1-2表 形式収支及び実質収支の状況	
1-3表 単年度収支及び実質単年度収支の状況	
1-4表 決算額の推移	
1-5表 人口一人あたり決算額（歳入）の推移	
1-6表 実質収支の推移	
1-7表 歳入内訳	
1-8表 歳入の構成比の推移	
1-9表 一般財源の推移	
1-10表 市町村税の推移	
1-11表 地方交付税の推移	
1-12表 地方交付税の算定状況	
1-13表 基準財政収入額の内訳	
1-14表 基準財政需要額の内訳	
1-15表 国庫支出金の状況	
1-16表 県支出金の状況	
1-17表 地方債発行状況	
1-18表 歳入臨時・経常の状況	
1-19表 目的別歳出の状況	
1-20表 目的別歳出の構成比の推移	
1-21表 性質別歳出の状況	
1-22表 性質別歳出の構成比の推移	
1-23表 目的別・性質別歳出の状況	
1-24表 総務費の性質別内訳	
1-25表 民生費の性質別内訳	
1-26表 衛生費の性質別内訳	
1-27表 農林水産業費の性質別内訳	
1-28表 商工費の性質別内訳	
1-29表 土木費の性質別内訳	
1-30表 消防費の性質別内訳	
1-31表 教育費の性質別内訳	
1-32表 人件費の性質別内訳	
1-33表 物件費の内訳	
1-34表 扶助費の内訳	
1-35表 補助費等の内訳	
1-36表 一部事務組合負担金等の使途状況	

1－37表	普通建設事業費の目的別内訳	
1－38表	普通建設事業費の推移	
1－39表	普通建設事業費の財源内訳	
1－40表	投資的経費の目的別内訳の推移	
1－41表	一般財源の充当額等	
1－42表	性質別経費臨時・経常の状況	
1－43表	用地取得費の状況	
1－44表	地方公営企業等に対する繰出の状況（繰出先別内訳）	
1－45表	地方公営企業等に対する繰出・繰入の状況（繰出目的別内訳）	
1－46表	積立金の状況	
	（その1）増減の状況	
	（その2）現在高の状況	
	（その3）現在高の推移	
1－47表	地方債現在高の状況	
	（その1）増減状況	
	（その2）地方債現在高の推移	
1－48表	債務負担行為の状況	
1－49表	債務負担行為額の推移（翌年度以降支出予定額）	
1－50表	施設管理費の状況	
第2節	事業会計決算の状況（地方公営企業を除く）	78
2－1表	収益事業の決算状況	
2－2表	公営競技収益金等の推移	
2－3表	国民健康保険事業会計決算状況（事業勘定）	
2－4表	国民健康保険事業会計決算状況（直診勘定）	
2－5表	後期高齢者医療事業会計決算状況（市町村）	
2－6表	後期高齢者医療事業会計決算状況（広域連合）	
2－7表	介護保険事業会計決算状況（保険事業勘定）	
2－8表	介護保険事業会計決算状況（介護サービス事業勘定）	
第2章	団体別決算状況	85
第1節	市町村	86
3－1表	（1）市町村別決算収支の状況	
3－1表	（2）市町村別決算 主な歳入の状況	
3－1表	（3）市町村別決算 主な歳出の状況	
3－2表	市町村別積立金現在高・地方債現在高・債務負担行為の状況	
3－3表	市町村別国民健康保険事業会計決算の状況（事業勘定）	
	（その1）歳入の状況	
	（その2）歳出の状況	
3－4表	市町村別国民健康保険事業会計決算の状況（直診勘定）	
3－5表	後期高齢者医療事業会計決算状況（市町村）	
3－6表	後期高齢者医療事業会計決算状況（広域連合）	
3－7表	市町村別介護保険事業会計決算の状況（保険事業勘定）	
	（その1）歳入の状況	
	（その2）歳出の状況	

3－8表 市町村別介護保険事業会計決算の状況（サービス勘定）	
第2節 一部事務組合等	118
3－9表 一部事務組合等別決算収支の状況	
3－10表 一部事務組合等別歳入の状況	
3－11表 一部事務組合等別性質別歳出の状況	
第3章 市町村別健全化判断比率	125
4－1表 令和5年度決算に基づく健全化判断比率	

第三編 分析編

（分析説明）

1 分析の方法	131
2 財政分析指標の推移	137
3 市町村合併の状況（平成15年度以降）	
市町村決算分析表	138
第1表 一般指標	139
第2表 人口1人当たり指数	142
第3表 構成比	150
第4表 対前年度増減率	157
第5表 各種指標	165
第6表 財政分析指標の推移（建制順）	170
経常収支比率	
財政力指数（単年度）	
性質別歳出における普通建設事業費比率	
財政調整基金等残高比率	
実質公債費比率	
将来負担比率	